

和歌山工業高等専門学校における人を対象とする研究倫理に関する規程

制 定 平成26年6月11日

最近改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、「独立行政法人国立高等専門学校機構における研究者等の行動規範（平成20年8月28日付け理事長裁定）」に定めることに加え、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）において人を対象とする研究を遂行する上で求められる研究者の行動、態度等の研究倫理に必要な事項を定めることにより、当該研究において、人の尊厳と人権が尊重され、社会の理解と協力が得られる適正な研究の実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「人を対象とする研究」とは、被験者を対象とする研究及び、アンケート調査・インタビュー調査等の手法を含め個人を特定できる試料及びデータ等（以下「個人情報等」という。）を扱う研究をいう。
- 二 「研究者」とは、本校において教育・研究活動に従事し、人を対象とする研究を計画し、実施する者及び当該研究を統括する者をいう。
- 三 「被験者」とは、研究の対象となる者をいう。
- 四 「提供者」とは、研究のため、個人の情報、データ等を提供する者をいう。

(研究の基本)

- 第3条 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、ヘルシンキ宣言（人間を対象とする医学研究の倫理的原則）」の趣旨に沿った倫理的配慮のもと、その研究を遂行しなければならない。
- 2 研究者は、研究の学問的又は社会的な貢献よりも、被験者及び提供者（以下「対象者」という。）に生じる不利益に対する配慮を優先しなければならない。
 - 3 研究者は、国が定める法令、基準、告示、指針等を遵守することが必要であることに留意しなければならない。
 - 4 研究者が、人を対象とする研究を行う場合は、対象者に対して研究の目的、計画及び発表方法等についてわかりやすく説明し、対象者本人の同意を得ることを基本とする。ただし、対象者が未成年者の場合は、併せて親権者等の同意を得るものとする。
 - 5 研究者が、個人情報等の収集又は採取を行う場合は、対象者の身体的及び精神的な負担並びに苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、対象者から自由意思に基づく同意を受けること及び研究の対象となる者の個人情報等の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 研究者は、予見しうる対象者への危険性をできる限り排除するよう努めなければならない。
- 3 研究者は、対象者が無条件に研究への参加を中止できることを確保し、参加しないことによる不利益が生じないようにしなければならない。

(対象者の同意)

第5条 研究者が、個人情報等を収集又は採取するときは、原則として予め対象者の同意を得るものとする。

- 2 対象者の同意には、個人情報等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。
- 3 対象者からの同意は、原則として文書で行うものとし、研究者は、その記録を研究終了後又は研究成果公表後、研究計画で定めた期間保管しなければならない。
- 4 研究者は、対象者から当該個人の情報等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- 5 研究者は、対象者が同意を撤回したときは、当該対象者についての研究を中止し、個人情報等を廃棄しなければならない。

(研究倫理委員会)

第6条 人を対象とする研究の適正な実施のため、研究倫理委員会を置く。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。